

2009年12月8日

緊急アピール

2010年度予算を地域主権実現の第一歩に

全国経済同友会地方行財政改革推進会議

共同議長 芦塚 日出美

桜井 正光

中野 健二郎

全国経済同友会は本年5月に意見書を発表し、地域主権の確立に向けて、地方分権改革の徹底と道州制導入による現行の都道府県を超えた広域行政のあり方を提言した。中央集権体制を改め、各行政主体が自らの責任と財源に基づいて政策を実施する地域主権型社会を実現しなければならない。

「地域主権国家」への転換を掲げる鳩山内閣に対し、我々は期待と同時に不安を抱いている。マニフェストに税源移譲や広域行政に対する考え方が示されておらず、鳩山内閣の考える地域主権の全体像は不明確なままである。それにもかかわらず、自治体を実施主体とする生活重視の政策を盛り込んだ予算が編成されようとしている点を危惧する。

したがって、我々は新設された地域主権戦略会議に対し、道州制等の広域行政のあり方を含め、国と地方の役割分担を明確にした「地域主権国家」の全体像を早急に提示するよう求める。その上で、地方分権改革推進委員会の勧告の精神を真摯に受け止め、国と地方の協議の場の法制化や法律・政令等による義務付け・枠付けの見直し、大幅な権限移譲とそれに伴う税源移譲を推進していただきたい。

2010年度予算は鳩山内閣にとって最初の予算であり、地域主権実現に向けた第一歩と位置付けるべきである。国と地方自治体が自らの責任と財源の下で役割を担うという地域主権の理念に沿った予算編成を進めるべきであり、我々は下記の点に留意することを求める。

1．マニフェストに掲げた政策は国の責任による財源措置を求める

民主党がマニフェストに掲げた生活重視の政策は、地方自治体が事業の執行を担うとしても、本来は国が自らの責任と財源において実施すべきである。したがって、2010年度予算案の編成に際しても、国の責任の下で財源を措置するよう求める。

同時に、これらの政策を実施する場合には、地方自治法第263条の3第5項¹の主旨に鑑み、自治体との十分な事前協議を実施すべきである。

2．税源移譲を伴う地方財政の強化を求める

鳩山内閣はマニフェストに地方の自主財源の拡充を掲げたものの、その具体像は提示されていない。2010年度予算においては、概算要求において地方交付税の増額を提示しているとはいえ、国の政策展開による地方の税収の減少も懸念される。

地域主権の理念に照らした税源移譲ならびに地域間の財政調整ルールの策定が急務であり、2010年度予算においては、地方交付税に対する配慮とともに、税源移譲による地方税の充実にも取り組んでいただきたい。

3．国と地方の協議の場の早急な法制化を求める

国と地方の協議の場については、早急な法制化を求める。

以上

¹ 地方自治法第263条の3第5項は、「各大臣は、その担任する事務に関し地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、第二項の連合組織が同項の規定により内閣に対して意見を申し出ることができるよう、当該連合組織に当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずるものとする」と定めている。